

軽費老人ホーム事務費補助金について

1. 指摘事項
2. 令和5年度軽費老人ホーム事務費補助金年間予定
3. 入所者から支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 施設指導グループ

1. 指摘事項

収入申告書提出時に確認された主な指摘事項やよくある質問について記載しています。

※返還を要する可能性があるものが指摘事項になります。

※税制等は税理士、税務署等に確認してください。

No	内容
1	<p>収入申告書と根拠書類の相違が散見された。（計算ミス）</p> <p>→当年度分について再度点検を行い、誤っている入居者がいないか確認し、誤っている入居者がいた場合は次回変更申請時に修正を行うこと。</p>
2	<p>通帳が黒塗りされており、入金について把握できていなかった。（大口の入金があったが確認されていなかった。）</p> <p>→個人情報保護の観点とのことであったが、収入認定に応じて補助額が変更となることから、他の収入の隠ぺい及び虚偽申告とみなされる可能性があるため、他の添付書類（所得証明書等）の提出を求めること。</p>
3	<p>当年度中に入居し、既に退居した入居者の収入申告書を作成していなかったため、提出しなかった。</p> <p>→補助金交付申請書中の階層別・月別の人数に当該入居者が含まれているのであれば、収入申告書は必ず必要となる。（何らかの事情により数日で退居しサービスの提供もほとんど行わなかったため、人数に含めない場合等は除く。）</p>

1. 指摘事項

No	内容
4	<p>月途中での退居者と入居者がおり、補助金交付申請時にダブルカウントしたため、定員数を越えた交付申請となっていた。</p> <p>→各月初日時点の入居者数に基づいて交付申請を行うこと。 【例】101号室には12月1日時点でAが入居していたが数日後に退居、15日からBが入居した場合、A一人の階層区分で交付申請を行う。</p>
5	<p>収入認定時に収入に含めるべき金額が算入されていないことが判明し、入居者の階層区分が変わったことに伴い、前年度補助金の額が変更となり、一部返還が必要となった。</p> <p>この場合、前年度補助金最終受領日から返還金納付日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した加算金を大阪府に納付しなければならない。</p> <p>【例】返還金：100万円、最終受領日：令和5年1月20日、納付日：令和5年11月30日 のケース $100万円 + 100万円 \times (R5.11.30 - R5.1.20 = 314日) \div 365日 \times 10.95\% = 1,094,200円$の納付が必要</p>

！下記の条例等を遵守し、軽費老人ホームの適正な運営に努めていただきますようお願いいたします！

- ・大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）
- ・大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年大阪府規則第33号）
- ・大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（昭和46年5月24日）
- ・老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）
- ・老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について（平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知）

2. 令和5年度軽費老人ホーム事務費補助金年間予定

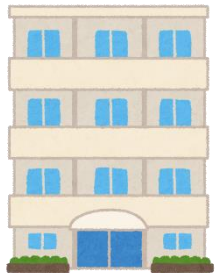
No.	提出物	提出期限（予定）	備考
①	交付申請書	4月20日（木）	令和5年度の補助金の申請書
②	実績報告書		令和4年度の補助金の実績報告書
③	交付請求書		
	第1回目	5月17日（水）	5月25日（木）支払予定
	第2回目	7月7日（金）	7月20日（木）支払予定
	第3回目	10月6日（金）	10月20日（金）支払予定
	第4回目	令和6年1月5日（金）	令和6年1月19日（金）支払予定
④	変更交付申請書		
	第1回目	10月6日（金）	上半期分の修正及び下半期分の見直し、変更交付申請書を提出するか、変更が無い場合は変更交付申請確認書を提出
	第2回目	令和6年2月9日（金）	2月初日までの実績に基づき、年間所要額を十分に精査の上、変更交付申請書を提出 変更が無い場合は、変更交付申請確認書を提出 ※この変更交付申請以降に追加交付が必要となっても支払いは出来ませんので、ご注意ください。
⑤	決算書 （理事会承認後）	7月31日（金）	理事会承認後の令和4年度決算書を提出 （実績報告書提出時に提出した決算見込み書から大幅な変更が生じることが判明した場合には、判明次第当課まで連絡）
⑥	確認書類の提出	7月31日（金）	当課が指定する月（1ヶ月分）の勤務表及びタイムカード等勤務状況が確認出来る書類（写し）を提出
⑦	収入認定	10月6日（金）	収入申告書（全員分）と階層別利用者名簿を提出（各領収書等(写)の提出は不要です。施設で保管して下さい。）
⑧	運営状況報告書		
	第1四半期	7月7日（金）	4～6月の状況報告
	第2四半期	10月6日（金）	7～9月の状況報告
	第3四半期	令和6年1月5日（金）	10～12月の状況報告
	第4四半期	令和6年4月5日（金）	令和6年1～3月の状況報告

3. 入居者から支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額について (R4.4.1 一部改訂)

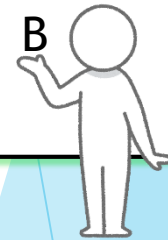
入居者から支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額（月額）は
「入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額」を**限度**に、
「入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分」から決定します。

(例 処遇改善実施なし)

A施設
守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス
(介護職員配置不足なし
特定施設入居者生活介護の指定なし)



Bさん
対象収入 2,750,000円



Cさん
対象収入 3,000,000円



入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額

施設所在地、取扱定員、単独・併設の別、職員の配置状況（介護職員、特定施設の場合は生活相談員も）、特定施設入居者生活介護の指定有無等により決定します。

（例 処遇改善実施なし）

別表

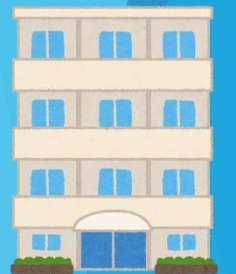
1. 軽費老人ホーム（ケアハウス）におけるサービスの提供に要する費用（月額） ①単独設置

取扱定員	施設所在地									
	守口市	箕面市	池田市、茨木市、摂津市、高石市	門真市	松原市、大東市	岸和田市、泉大津市、貝塚市、佐野市、田林市、泉市、羽野市、大阪狭山市、忠岡町	町、太子町			
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	141,900	141,000	139,200	138,200	136,400	135,500	133,700	132,900	130,200	
21-30	95,000	94,400	93,200	92,600	91,400	90,800	89,600	88,900	87,200	
31-40	83,400	82,900	81,800	81,300	80,200	79,700	78,500	77,900	76,300	
41-50	74,400	73,900	73,000	72,500	71,500	71,000	70,000	69,500	67,900	
51-60	63,000	62,600	61,700	61,300	60,500	60,000	59,100	58,700	57,400	

A施設

守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス（介護職員配置不足なし、特定施設入居者生活介護の指定なし）の場合
⇒74,400円

（「軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について」（令和4年3月18日高事2696号大阪府知事通知）一部抜粋）



入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額

前年（1月～12月）の収入から必要経費を控除した金額（対象収入）から階層を決定します。

（例）

別紙1

軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額

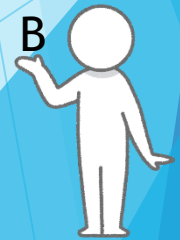
大阪府軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）第17条第1項及び附則第9条第1項並びに第17条第3項及び附則第9条第3項の規定により、軽費老人ホーム（指定都市及び中核市の区域内に所在するものを除く。）が入所者から支払いを受ける利用料の額を次のとおり定める。

1 入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）

(1) 軽費老人ホーム

対象 収入 による 階層 区分	1	～1,500,000円	10,000円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
	11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
	12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
	13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
	14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
	15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
	16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
	17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
	18	3,100,001円～	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

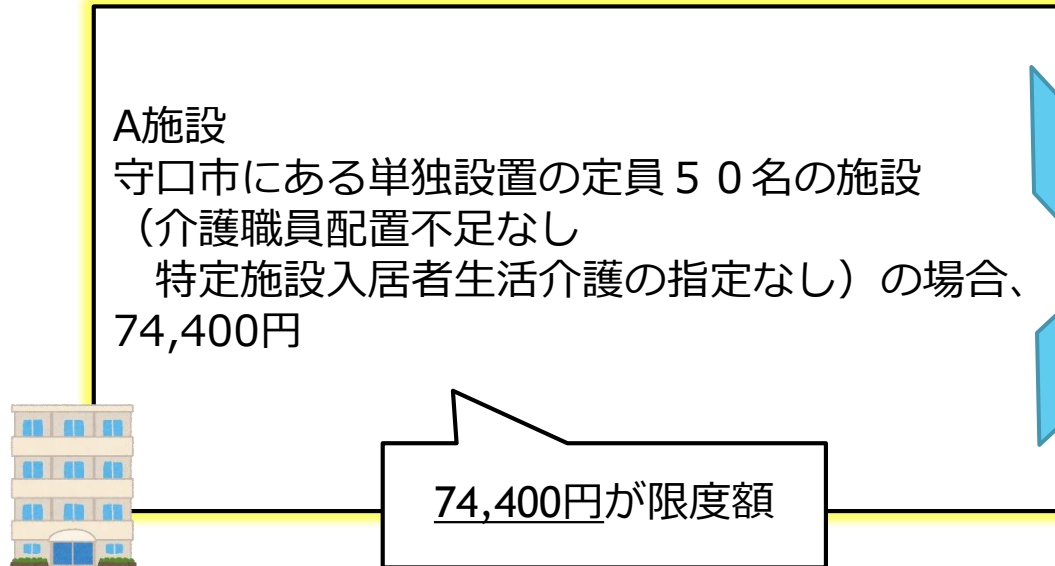
Bさん
対象収入 2,750,000円
⇒14階層 71,000円



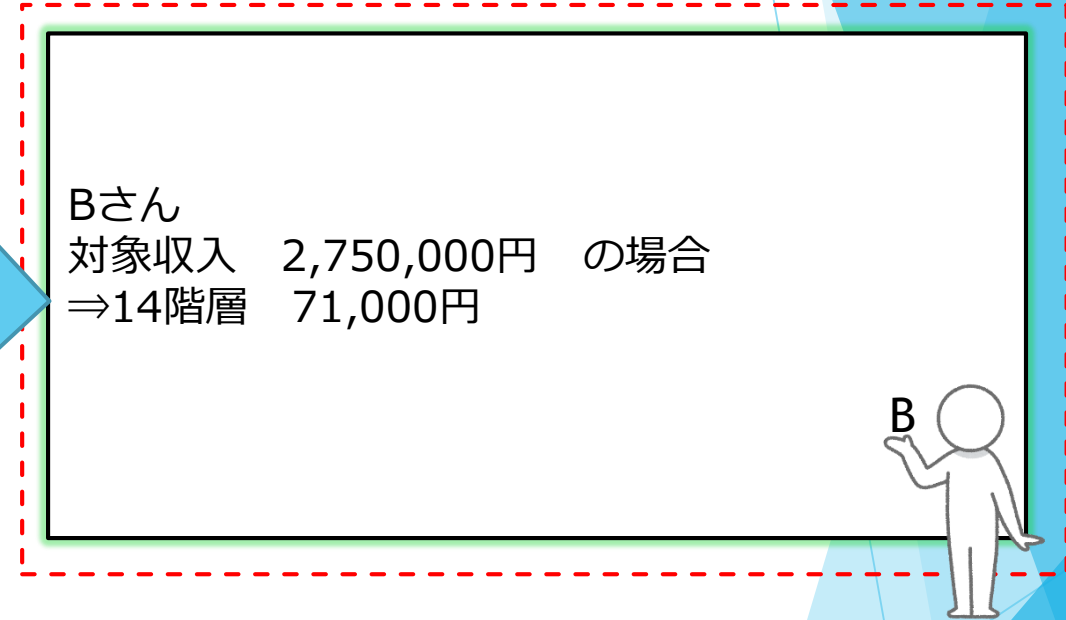
（「軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について」（令和4年3月18日高事2696号大阪府知事通知）一部抜粋）

金額を比較し、低い方の金額が実際に支払いを受ける金額

入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額



入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額



= 71,000円 がBさんから支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額 (月額)

入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額

前年（1月～12月）の収入から必要経費を控除した金額（対象収入）から階層を決定します。

（例）

別紙1

軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額

大阪府軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）第17条第1項及び附則第9条第1項並びに第17条第3項及び附則第9条第3項の規定により、軽費老人ホーム（指定都市及び中核市の区域内に所在するものを除く。）が入所者から支払いを受ける利用料の額を次のとおり定める。

1 入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）

(1) 軽費老人ホーム

対 象 収 入 に よ る 階 層 区 分	1	～1,500,000円	10,000円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
	11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
	12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
	13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
	14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
	15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
	16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
	17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
	18	3,100,001円～	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

Cさん
対象収入 3,000,000円 の場合
⇒17階層 92,000円

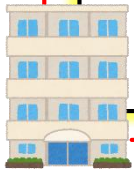


（「軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について」（令和4年3月18日高事2696号大阪府知事通知）一部抜粋）

金額を比較し、低い方の金額が実際に支払いを受ける金額

入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額

A施設
守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス
(介護職員配置不足なし
特定施設入居者生活介護の指定なし)の場合、
74,400円



74,400円が限度額

入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額

Cさん
対象収入 3,000,000円 の場合
⇒17階層 92,000円



= 74,400円がCさんから支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額 (月額)

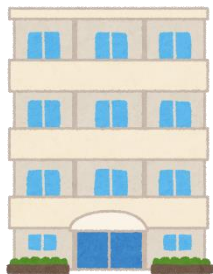
3. 入居者から支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額について (R4.4.1 一部改訂)

処遇改善実施
バージョン

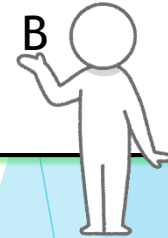
入居者から支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額（月額）は
「入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額」を限度に、
「入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分」から決定します。

(例 処遇改善あり)

A施設 処遇改善実施
守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス
(介護職員配置不足なし
特定施設入居者生活介護の指定なし)



Bさん
対象収入 2,750,000円



Cさん
対象収入 3,000,000円



入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額

施設所在地、取扱定員、単独・併設の別、職員の配置状況（介護職員、特定施設の場合は生活相談員も）、特定施設入居者生活介護の指定有無等により決定します。

(例 処遇改善実施あり)

別表

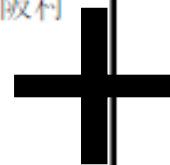
1. 軽費老人ホーム（ケアハウス）におけるサービスの提供に要する費用（月額）

①単独設置

取扱定員	施設所在地						
	守口市	箕面市	池田市、茨木市、摂津市、高石市	門真市	松原市、大東市	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、羽曳野市、大阪狭山市、忠岡町	市、熊取町、田尻町、太子町
人	円	円	円	円	円	円	円
20	141,900	141,000	139,200	138,200	136,400	135,500	
21-30	95,000	94,400	93,200	92,600	91,400	90,800	
31-40	83,400	82,900	81,800	81,300	80,200	79,700	
41-50	74,400	73,900	73,000	72,500	71,500	71,000	
51-60	63,000	62,600	61,700	61,300	60,500	60,000	

A施設 処遇改善実施

守口市にある単独設置の定員50名の施設
 (介護職員配置不足なし
 特定施設入居者生活介護の指定なし) の場合
 ⇒74,400円



処遇改善に伴い基本額に加算する額

(「軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について」 (令和4年3月18日高事2696号大阪府知事通知) 一部抜粋)

処遇改善に伴い基本額に加算する額

賃金改善（対象職員1人あたり9,000円相当）を行った施設について、次の考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費（サービスの提供に要する基本額等）に加算する。

1. 対象職員数（月平均）

各月の介護職員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12か月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

2. 処遇改善総額（月額）

「対象職員数（月平均）」×9,000円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

3. 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

（例 処遇改善実施あり）

A施設の対象職員数を「2」、対象入所者数を「50」とした場合

処遇改善総額（月額）＝「2」×9,000円＝18,000円

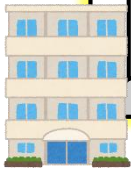
対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）＝18,000円÷「50」＝**360円**

入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額

A施設 **処遇改善実施**
守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス
(介護職員配置不足なし
特定施設入居者生活介護の指定なし) の場合、
74,400円



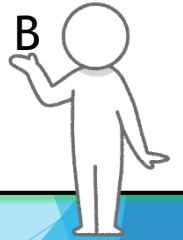
処遇改善に伴い基本額に加算する額
A施設 (対象職員数を「2」、対象入所者数を「50」) の場合 360円



$74,400 + 360$ 円 = 74,760円が限度額

入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額

Bさん
対象収入 2,750,000円 の場合
⇒14階層 71,000円



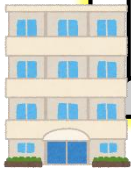
= 71,000円がBさんから支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額 (月額)

入居する施設におけるサービスの提供に要する費用額

A施設 **処遇改善実施**
守口市にある単独設置の定員50名のケアハウス
(介護職員配置不足なし
特定施設入居者生活介護の指定なし) の場合、
74,400円



処遇改善に伴い基本額に加算する額
A施設 (対象職員数を「2」、対象入所者数を「50」) の場合 360円



$74,400 + 360 \text{円} = 74,760 \text{円}$ が限度額

= 74,760円がCさんから支払いを受けるサービスの提供に要する費用の額 (月額)

処遇改善実施により、Cさんは支払いを受ける利用料の額が増額

入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額

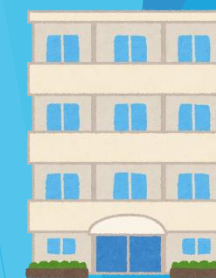
Cさん
対象収入 3,000,000円 の場合
⇒17階層 92,000円



施設におけるサービスの提供に要する費用の注意点

- 施設所在地、取扱定員、単独・併設の別、職員※の配置状況、特定施設入居者生活介護の指定有無等により決定します。（※介護職員、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は生活相談員も）

これらの要件に変更が生じる場合は、施設におけるサービスの提供に要する費用が変更になる可能性があるため、速やかに大阪府へご連絡ください。



入所者の収入状況等に応じて認定された所得階層区分から決定する金額の注意点

- 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）の1（「対象収入」について）によるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知）の第2の1の(1)（「前年」の対象収入の取扱い）、(3)（収入として認定するものの取扱い）及び(4)（必要経費の取扱い）に準じて取り扱います。
- 所得階層区分は、「軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について」（令和4年3月18日高事2696号大阪府知事通知）に基づき決定してください。



処遇改善に伴い基本額に加算する額の注意点

- 処遇改善を伴う加算によって、徴収するサービスの提供に要する費用の額が増額になる対象者をご確認ください。
- 該当の入所者には増額の理由を丁寧に説明してください。
- 加算額については当該年度の対象職員数や対象入所者数によって決まりますので、本人徴収額に追加徴収や返金が生じる可能性があることを施設よりご説明いただきますようお願いいたします。
- 増額分は全額職員の賃金改善に使わなければなりません。なお、介護職員以外の職員にも、増額分の原資を分配することは、各施設の判断で可能です。その際、本加算が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとします。
- 令和5年度大阪府軽費老人ホーム事務費補助金額の加算対象は、令和5年4月分給与までに賃金改善を行った施設です。交付申請時に処遇改善を実施した旨申請が必要です。
- 実績報告時に処遇改善結果を報告していただきます。